

07-1 学校いじめ防止基本方針

東京都北区立堀船小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第十三により、北区立堀船小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2. いじめ防止の基本方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のために次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっておりすべての教職員が日々実践すること
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

3. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年6月）】

4. いじめに対する本校の基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。

- ④いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在もまた、教室全体にいじめを許す雰囲気をつくってしまう。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5. いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) メンバー

校長、副校長、(主幹)、生活指導主任、(学年主任)、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織

(2) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案についての対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(3) 開催

いじめが疑われる事案発生時に緊急開催とする。

6. いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

- ①ふれあい月間にて、学校全体でいじめに関わるアンケートを実施し、児童の様子を確認する。
- ②毎週金曜日に行われる職員夕会(生活指導夕会)にて、生活指導に関わる事案を共通理解する場を設定し、児童名や児童写真も確認しながら、教職員全体で適切に情報を共有できるようにする。
- ③人権月間では、自分や友達のよいところや個性を見つけ、認め合う活動を通して、自他を大切にすることを高められるようにする。
- ④毎年、第5学年を対象にスクールカウンセラーを活用した全員面接を実施し、児童がいじめの相談をしやすい体制を整備する。
- ⑤教職員に対し、いじめを防止するために必要な研修を含め、いじめ問題について理解を促す研修会を実施する。
- ⑥セーフティ教室を実施し、児童に対する情報モラル指導の在り方やインターネットを通じて行われるいじめの防止についての理解を学ぶ。
- ⑦年に2回、WEB-QU調査を実施し、児童の「学級満足度尺度」、「学校生活意欲尺度」、に加え、対人関係を築く際に必要な「ソーシャルスキル尺度」の分析を行い、学級の状況を把握し、いじめや不登校などへの早期対応を強化するとともに、学級経営、教育相談体制の充実を図る。
- ⑧フレンドシップ班活動を通して、異学年交流を深め、学年の違いにとらわれない友好関係を築けるようにする。

7. 北区教育委員会・関係機関との連携

①北区教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について北区教育委員会に速やかに報告し、区教育委員会と一体となって対応する。

②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害児童や加害児童の家庭に、児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。また、必要に応じて、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図る。

8. 保護者への連絡と支援・助言、地域との連携

①保護者

- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・憶測などの誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある場合、北区教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。

②PTAの活用

PTAの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はPTA役員などに情報提供する等、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

③民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

9. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。